

○国立大学法人筑波技術大学産業技術学部履修細則

〔平成23年2月23日〕  
細則第6号

最終改正 令和4年3月25日 細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）及び国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成17年規程第7号。以下「履修規程」という。）に規定するもののほか、産業技術学部の専門コース及び履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(専門コース)

第2条 履修にあたって、次の表に定める専門コースを設ける。

学科名	専門コース名
産業情報学科	情報科学コース 先端機械工学コース 建築学コース 支援技術学コース 情報保障工学領域 福祉機器工学領域 福祉住環境領域
総合デザイン学科	クリエイティブデザイン学コース 支援技術学コース アクセシブルデザイン領域

(産業情報学科における配属・履修要件)

第3条 産業情報学科における配属方法及び履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、2年次への進級時に専門コース及び領域への配属を行う。配属後の専門コース及び領域の変更については、別に定める。
- (2) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合、原則として「特別研究」を履修することはできない。

情報科学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位、 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	4単位以上 (必修科目4単位以 上を含む。)	42単位以上 (必修、選択必修科目 11単位以上を含 む。)

先端機械工学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	15単位以上	31単位以上 (必修科目24単位 以上を含む。)

建築学コース

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	13単位以上	33単位以上 (必修科目16単位 以上を含む。)

支援技術学コース 情報保障工学領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	4単位以上 (必修科目4単位以 上を含む。)	42単位以上 (必修科目11単位, 選択科目31単位(情 報系専門教育科目2 3単位)以上を含む。)

支援技術学コース 福祉機器工学領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	13単位以上	33単位以上 (必修科目17単位 以上を含む。)

支援技術学コース 福祉住環境領域

教養教育系科目	産業情報学 基礎教育科目	専門基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位 以上を含む。)	22単位以上	11単位以上	35単位以上 (必修科目13単位 以上を含む。)

(総合デザイン学科における配属・履修要件)

第4条 総合デザイン学科における配属方法及び履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、2年次への進級時に専門コースへの配属を行う。配属後の専門コースの変更については、別に定める。
- (2) 次の表に定める修得単位数を満たさなかった場合、原則として「特別研究」を履修することはできない。

クリエイティブデザイン学コース

教養教育系科目	デザイン学 基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位以上を含む。)	20単位以上 (必修科目14単位を含む。)	48単位以上 (必修科目6単位, 選択必修科目6単位以上を含む。)

支援技術学コース アクセシブルデザイン領域

教養教育系科目	デザイン学 基礎教育科目	3年次までの 専門教育科目
30単位以上 (必修科目14単位, 選択必修科目3単位以上を含む。)	20単位以上 (必修科目14単位を含む。)	48単位以上 (必修科目5単位以上, 選択必修科目10単位以上を含む。)

(その他)

第5条 「1」及び「2」が付されている組授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価(履修規程第7条に定める評語の成績)を得ていることを必要とする。

2 学科長ならびに授業担当教員の承認が得られる場合には、他の学科・コース・領域の開講する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門基礎教育科目もしくは専門教育科目における選択科目の卒業に必要な修得単位として認めることができる。また、第3条及び第4条第2項に定める「特別研究」を履修するために必要な修得単位としても認めることができる。

- 3 各年次の履修に際しては、前年度までの単位修得状況により、指導や制限を加えることがある。
- 4 この細則に規定するもののほか、学則第31条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第35条第4項に規定する早期卒業要件に関し必要な事項は学部教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。